

令和6年11月 河北町農業委員会総会（第11回）

令和6年11月25日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（11名）

2番 布川 峯夫 委員 3番 押野 利浩 委員 4番 関 紀子 委員
5番 奥山 ちか子 委員 6番 木嶋 啓治 委員 7番 堀 和彦 委員
8番 安部 敏明 委員 9番 高橋 清 委員 10番 逸見 三和子 委員
11番 奥山 喜幸 委員 12番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

1番 岡崎 学 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長兼農林振興課長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年11月25日（月曜日）午後2時開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 押野 利浩 委員 4番 関 紀子 委員

日程第2 議案の審議

報第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第38号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第39号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 佐藤事務局長

先日の研修会お疲れさまでございました。只今より令和6年11月の河北町農業委員会総会を始めたいと思います。初めに、会長から挨拶をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ご苦勞様でございます。今課長からありました、研修会大変ご苦勞様でございました。大変有意義な研修会でなかったかなと思います。地元の高畠と茨城、埼玉と3県を跨いで2泊3日の研修をしてきたわけですが、皆さんからみれば最後の杉戸の研修は地域に還元しても勉強になったかなと思いますけれども、ほかの2か所は有機農家の生産と出口の勉強をさせていただいたんですけれども、河北町にとっても有機に取組、取り組まないは別として農作物を安定的に生産し販売供給するには出口対策がこれから大変重要になってくるのかと思っております。そういった点からも地元に戻りましたらこれからの地域計画の会合の中でも結構でございますので是非フィードバックしていただきたいなと思っております。また、来年の4月からは農地の賃貸借中間管理事業と3条申請のみになってまいりますので、その辺も皆さんのご協力を仰がなければならない状況ですので地域計画のなかで話し合っていいただければなと思っております。ご協力よろしく願いいたします。今日はご苦勞様でございます。

○ 佐藤事務局長

それでは議事に入りたいと思います。進行につきましては会長よりお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは早速進めたいと思います。日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。3番 押野利浩 委員 4番 関紀子 委員お願いいたします。

日程第2、議案の審議にはいります。報第20号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私の方から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の1ページをお開きください。報第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

申請番号74番 所在地 谷地字岩木●●、田、ほか12筆、合計13,976㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は、引き続き●●さんほかに耕作をお願いし、畑は自作するとのこ

とです。

次に、資料の2ページをお開きください。申請番号 75 番 所在地 谷地字山王●●、田、ほか2筆、合計 437 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後はあっせんを希望するとのこととです。

次に、申請番号 76 番 所在地 谷地字下釜●●、畑、ほか8筆、合計 10,780 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は引き続き●●さんほかに耕作をお願いするとのこととです。

次に、資料の3ページ。申請番号 77 番 所在地 谷地字下釜●●、畑、ほか8筆、合計 10,227 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は引き続き●●さんほかに耕作をお願いするとのこととです。

次に、申請番号 78 番 所在地 谷地字月山堂●●、田、1,059 m²、1筆です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は引き続き●●さんに耕作をお願いするとのこととです。

次に、資料の4ページをお開きください。申請番号 79 番 所在地 大字溝延字扇田●●、田、ほか1筆、合計 4,248 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は引き続き●●さんに耕作をお願いするとのこととです。

次に、申請番号 80 番 所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、ほか4筆、合計 9,766 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は、引き続き●●さんほかにお願いし、畑は自作するとのこととです。

次に、同じく申請番号 80 番 所在地 大字吉田字吉田東●●、畑、168 m²、1筆です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、●●さんが相続されました。この農地は、登記簿はあるのですが、公図（地図）に表記がなく現地確認不能地となっているため、現況地目が確認できずとなっております。登記がある以上相続の手続きが必要なため、昭一さん分の相続と一緒に手続きを取ったものです。

次に、資料の5ページ。申請番号 81 番 所在地 西里字慶光寺●●、畑、ほか5筆、

合計 6 筆で 6,462 m²です。資料の方、合計 7 筆となっておりますので、6 筆に訂正をお願いいたします。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は、引き続き●●さんをお願いし、畑は自作するとのこと。

次に、申請番号 82 番 所在地 谷地字弥勒寺●●、畑、ほか 16 筆、合計 10,116 m²です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後はあっせんを希望するとのこと。

次に、資料の 6 ページ。同じく申請番号 82 番 所在地 谷地字弥勒寺●●、畑、ほか 1 筆、合計 345 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、母の●●さんが相続されました。取得後はあっせんを希望するとのこと。

以上 9 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はいご苦労様です。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

はい、堀委員。

○ 堀委員

80 番の場所の確認はどうなるのか。

○ 事務局（嶋田）

現地確認不能地につきましては、地図には存在しておりませんが登記簿上は登録があるため、相続の手続きは必要になります。場所については行政、法務局でも特定はできず不明なままになります。地図にないからといって登記を抹消することはできず、また登記があるから地図に復活させるということも現状ではできない状況です。

○ 奥山会長代理

例えば、この相続が次の代に相続になった場合、同じようなことがここに上がってくることになるんですか。

○ 事務局（嶋田）

はいそうです。手続きはとっていただかなければならないです。

○ 議長（会長）

場所的に崖地とかではないのか。

○ 事務局（嶋田）

場所的には、吉田東の最上川沿いで隣接地は内務省の堤防敷地になっております。実際は川の中になっているのではないかとと思われるのですが、それも確定するものがない状況です。

○ 議長（会長）

はい。ほかに何か皆さんからご質問ございませんか。私から 1 点です。

79 番、●●が耕作するということで●●の誰かわかるか。

○ 事務局（嶋田）

事務局では●●の誰かは把握しておりません。

○ 布川委員

造山だと、●●さんではないか。

○ 議長（会長）

あと皆さんからご質問ございませんか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。報第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、資料の 7 ページ。報第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号 143 番 所在地 西里字白山堂●●、田、124 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の離農によるものです。

次に、申請番号 144 番 所在地 西里字白山堂●●、田、ほか 1 筆、合計 5,855 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の離農によるものです。

次に、申請番号 145 及び 146 番 所在地 谷地字草野●●、田、ほか 1 筆、合計 4,058 m²です。渡し人の●●さんと受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後の議第 38 号農用地利用集積計画（案）の

決定についてでご審議いただきますが、受け人の●●さんが売買により取得するためです。

次に、資料の 8 ページをお開きください。申請番号 147 番 所在地 谷地字下野●●、畑、ほか 3 筆、合計 722 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。●●さんは●●さんの弟さんで、高齢により耕作は長年されておらず、●●さんの家で保全管理しております。昨年の地域計画のアンケート調査の折に契約が残っていることがわかり、この度、解約の手続きを取るものです。

以上 5 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。議第 36 号 農地法 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、資料の 9 ページ、議第 36 号 農地法 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 54 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字小堤●●、畑、ほか 2 筆、合計 614 m²、渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、渡し人の農業廃止で、受け人の住宅が申請地の隣地ということで購入するものです。なお、申請地につきましては、この後の協議会でご審議いただきますが、小堤●●は畑への進入路のため転用許可除外事項届が提出されておりますが、受け人の丹野さんがすでに砂利を敷いている状況です。あらかじめご説明させていただきます。

次に申請番号 55 番、所在地 大字溝延字西浦●●、田、ほか 2 筆、合計 8,924 m²、渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給中のため使用貸借の再設定をするものです。

次に資料の 10 ページをお開きください。交換による所有権移転になります。申請番号 56 番、所在地大字岩木字原ノ内●●4、田、757 m²、1 筆、渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、耕作の作業効率を高めるためです。

次に、申請番号 57 番、こちら交換による所有権移転です。所在地大字岩木字原ノ内●●、田、ほか 1 筆、合計 756 m²、渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、耕作の作業効率を高めるためです。

次に、申請番号 58 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字田中●●、田、1,558 m²、1 筆、渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、渡し人の病気等による労力不足のためです。

次に、資料の 11 ページ、申請番号 59 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字毘沙門●●、畑、300 m²、1 筆、渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、渡し人の要望によるものです。

以上 6 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

順次現地調査報告をお願いします。

○ 押野委員

54 番、溝延の小堤ですけれども、受け人の自宅の裏でさくらんぼ畑、野菜畑ときれいになっています。ただ、説明があったように溝進入路になってます。

55 番、専業で農業を頑張っておりますので使用貸借の再設定問題ないと思います。

続けてよろしですか。58 番さくらんぼの雨よけハウスの樹園地です。渡し人が体調を崩して農業縮小という形になっています。場所は道路に接していない中の入り組んだところになります。受人の自宅の真裏になりさくらんぼ管理となっておりますので問題ありません。

59 番、崖の状況を整地してある程度平らになっています。受人は兼業で農業をされていますが、あと 2 年くらいで専業で農業をされると思いますので問題ありません。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

56 番お願いいたします。

○ 高橋委員

先ほど現地確認してまいりました。耕作しやすいようにということで問題ないと思います。畑もさくらんぼもきちんと管理されてましたので大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

現地調査の報告がありました。何か皆さんからご質問、ご意見ありませんでしょうか。

(なし)

なければこのように許可したいと思います。次に移ります。議第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

次に、資料の 12 ページをお開きください。議第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。ここで資料の訂正をお願いいたします。申請番号 1 とありますが、申請番号 10 番ですので訂正をお願いいたします。

申請番号 10 番、大字溝延字黒木淵●●、畑、ほか 1 筆、合計 954 m²です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。申請事由につきましては、資材置場の拡張のため現在使用している資材置場の隣接地を購入して資材置場として使用するものです。

資料の 20 ページが案内図で、21 ページが字切図です。●●と●●が現在、資材置場として使用している場所になります。次の 22 ページが土地利用計画図になりますが、隣地の畑側には L 型擁壁を設置する計画になっております。

申請地は、第 1 種農地と判断しておりますが、許可の要件として、隣接する土地と一体して業務の目的に供し、業務上必要で集落に接続して設置される施設に該当し、許可基準を満たしていると思われます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。現地確認報告をお願いします。

○ 押野委員

現在、さくらんぼの園地、雨よけハウスになっています。2 筆ですけれども一体としての園地です。隣接したところに申請者の資材置場があり問題はないと思いますけれども、溝延地区では重要な用水路が流れています。土地改良区と協議したうえでの進入路設置、隣接地への土砂の流出と裏の排水路への土砂の流出を塞ぐようにすれば問題ないということです。

○ 議長（会長）

はいご苦労様でした。何か皆さんからご意見ありませんか。なければこのように許可したいと思いますが。

(なし)

このように許可します。次に進みます。議第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、資料の 13 ページをお開きください。

議第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料の 14 ページの総括表をご覧ください。賃借権の設定が 3 件、所有権移転が 2 件の合計 5 件です。

資料の 15 ページ、所有権移転です。申請番号 233 番、所在地 谷地字砂田●●、田、1,070 m²、1 筆、渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。売買価格は、10 a あたり 330,000 円で総額 353,100 円です。

次に、申請番号 234 番、所在地 谷地字海老鶴●●、畑、ほか 3 筆、合計 7,144 m²、渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。売買価格は、10 a あたり 10,000 円で総額 71,440 円です。

次に、資料の 16 ページ、賃借権の設定です。申請番号 235 から 237 番につきましては、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

以上 5 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご意見ありませんか。なければ次に移ります。議第 39 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

次に資料の 17 ページ、議第 39 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、農地中間管理機構に要請するために審議をお願いするものです。

農用地利用集積等促進計画（案）移転ということで、18、19 ページ、農地中間管理事業における借受者の変更となります。内容につきましては、一覧のとおりで、いずれも地区の調整会議で協議されたものです。

以上 16 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご意見ありませんでしょうか。

（なし）

それでは11月の農業委員会総会の方は、閉会とさせていただきます。

午後2時52分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
